

平成28年1月1日より

# 公社債等の税制が改正となります

## 改正ポイント1 国債・公社債投資信託等(以下、公社債等)の譲渡益が課税対象になります。

現行 平成27年12月31日まで

原則非課税

改正後 平成28年1月1日以降

20.315%の申告分離課税

所得税(復興特別所得税込)15.315%と住民税5%を合算した税率です。

また、公社債等の利子と普通分配金(現行は源泉分離課税)、および公社債の償還益(現行は総合課税)は、申告分離課税の対象となります。

## 改正ポイント2 公社債等と株式投資信託等の損益通算、および公社債等の譲渡損(償還損含む)の繰越が可能になります。

現行 平成27年12月31日まで

① 公社債等と株式投資信託との  
損益通算は不可

② 譲渡損(償還損含む)は翌年以降への  
繰越は不可

改正後 平成28年1月1日以降

① 公社債等と株式投資信託との  
損益通算が可能

② 譲渡損(償還損含む)は、確定申告をすることで翌年以降  
3年間の繰越が可能

## 改正ポイント3 公社債等を「特定口座」\*1で管理することが可能になります。

現行 平成27年12月31日まで

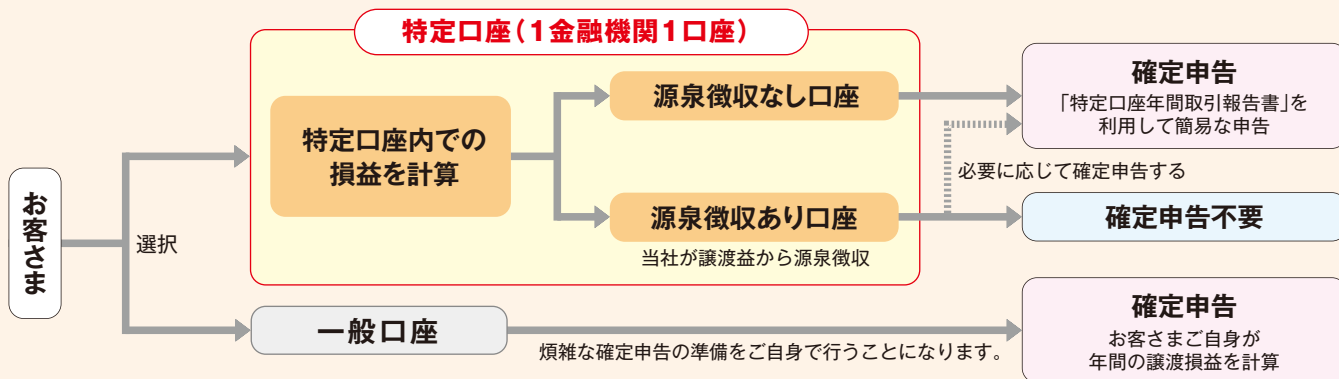
特定口座での管理は不可

改正後 平成28年1月1日以降

特定口座での管理が可能

特定口座を未開設の場合は、開設いただく必要があります。

\*1「特定口座」とは 投資信託等の譲渡損益に関する煩雑な申告や納税を当社がサポートする制度です。



●「特定口座」には「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」があり、お申し込みの際にどちらかをご選択いただけます。「源泉徴収なし」から「源泉徴収あり」へ、「源泉徴収あり」から「源泉徴収なし」へは年1回変更が可能です。ただし、年の最初の譲渡まで、もしくは、特定口座へ分配金の受入れをしている場合は分配金が発生するまでに変更する必要があります。

●「源泉徴収あり」を選択した場合、原則として確定申告は不要ですが、以下の場合は確定申告が必要となります。ただし、この場合も「特定口座年間取引報告書」を用いて簡易に確定申告できます。

①他の金融機関の「特定口座」や「一般口座」で生じた損失や配当金等との通算により税金の還付を受ける場合

②損失の繰越控除等の適用を受ける場合 等

※確定申告をした場合、配偶者控除・扶養控除等の適用や、国民健康保険等、また市町村によっては収入を基準とした社会福祉の手当等に影響を与える場合があります。



三菱UFJ信託銀行

Best Trust Bank for You

Quality for You

確かなクオリティを、明日へ。世界へ。

## リスクについて

- 「投資信託」は国内外の株式および債券等値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します(基準価額の変動要因には、信用リスク、流動性リスク、外貨建資産に投資する場合は為替変動リスク等もあります。)。したがってお受取金額が投資元本を下回ることがあります。
- 「国債」は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

## お客さまにご負担いただく費用について

- 「投資信託」の手数料等の概要は以下のとおりです。手数料等の合計は下記を足し合わせた金額となります。これらの手数料等はファンド・申込金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載できません。各ファンドの手数料等の詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)・販売用資料等でご確認ください。
  - (1) 購入時に直接ご負担いただく費用
    - 購入手数料・信託財産留保額がかかるファンドがあります。
  - (2) 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用(ファンドが負担する費用)
    - 運用管理費用(信託費用)が日々信託財産から差し引かれます。
    - ファンドによっては実績報酬がかかる場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
    - その他、監査報酬・有価証券売買時の売買委託手数料・組入資産の保管費用等の諸費用等が差し引かれます。
  - (3) 換金時・償還時に直接ご負担いただく費用
    - 信託財産留保額がかかるファンドがあります。
- 「国債」にかかる費用等概要は下記のとおりです。
  - 「国債」を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
  - 「個人向け国債」は、発行日から初回の利払日までの期間が6ヵ月に満たない場合には、当該日数分の利子(初回の利子の調整額)をあらかじめご購入される時にお支払いいただくことにより調整させていただきます。
  - 「個人向け国債」を中途換金する際、原則として下記により算出される『中途換金調整額』が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。  
「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」

## その他の重要な事項について

- 「投資信託」「国債」は書面による契約の解除(クーリング・オフ)の適用はありません。
- 「投資信託」「国債」は預金保険制度の対象ではありません。また、三菱UFJ信託銀行が取り扱う「投資信託」「国債」は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 「投資信託」は預金と異なり、元本の保証はありません。
- 「投資信託」の運用により信託財産に生じた損益は、すべて投資家のみなさまに帰属します。
- 「投資信託」は三菱UFJ信託銀行がお申込みの取り扱いを行い、投資信託委託会社が設定・運用を行います。
- 「投資信託」はファンドにより、一定期間は換金手数料のかかるものや、信託期間中に中途換金ができないものや、特定日にしか換金申込みができないものがあります。
- 「投資信託」の購入にあたっては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 「国債」のお取引にかかる口座管理手数料は無料です。
- 当社窓口販売口座での「個人向け国債」のお取引については、償還日又は利子支払日の2営業日前から前営業日まで、及び利子支払日の翌営業日から4営業日後までを受渡日とするお取引はできません。個人向け国債を除く国債は、利払日の2営業日から前営業日までの間に受渡日を設定して売却することはできません。
- 「国債」のご購入にあたっては、契約締結前交付書面、ご説明資料により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 「個人向け国債」は、発行から1年間、原則として中途換金はできません。
- 「個人向け国債」は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められません。

### 当資料のご留意事項

- 当資料は「証券税制改正」の説明用資料として三菱UFJ信託銀行が作成したものであり、個別商品の販売用資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

お問い合わせは、下記フリーダイヤルまたは三菱UFJ信託銀行の窓口まで

 **0120-349-250** つながりましたら  を押してください。

ご利用時間／平日 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

|      |   |
|------|---|
| 商号等  | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>登録金融機関<br>関東財務局長(登金)第33号 |
| 加入協会 | 日本証券業協会<br>一般社団法人金融先物取引業協会                |

この他にもさまざまな商品を取り揃えております。お問い合わせ・ご相談は三菱UFJ信託銀行までお気軽にどうぞ。